

教 育 委 員 会 4 月 定 例 会 議 事 録

会議名 教育委員会 4 月定例会
開催日 令和 8 年 4 月 22 日（水）午前 10 時 30 分～午前 11 時 39 分
開催場所 議会棟 4 階 第 1 委員会室
出席者 荒木教育長、有山教育長職務代理者、中川委員、中澤委員、山口委員、
中村委員

事務局等出席者

蔵守教育次長兼教育委員会事務局部長、若林教育監兼総合教育研修センター所長、山口教育監、山口教育委員会事務局次長兼施設給食課長、山本教育委員会事務局次長兼中央図書館長兼分館長、横田教育政策総務課長、村井施設給食課課長兼学校給食センター所長、大坪施設給食課課長、中野学務課長、坂本教育指導課長、村瀬総合教育研修センター課長、佐々社会教育推進課長、山下教育政策総務課係長、幸前教育政策総務課副係長、池田（教育政策総務課担当）、森野（教育政策総務課担当）

○荒木教育長

それでは、教育委員会 4 月定例会を始めさせていただきます。
本日の署名人は、有山教育長職務代理者をお願いいたします。
本日の案件は、報告事項が 13 件、議決事項が 3 件でございます。
それでは、まず、本日の配付資料について確認をいたします。
事務局から説明をお願いします。
はい、横田課長。

○横田教育政策総務課長

本日の配付資料を確認いたします。
教育委員会定例会の議案書でございます。
なお、教育長及び委員の皆様へ配付をしております、報告第 10 号から報告第 13 号までの資料及び議案第 13 号に関する資料は、個人情報が含まれておりますので、会議終了後、机の上に置いてお帰りいただきますようお願いいたします。
以上でございます。

○荒木教育長

説明は終わりました。
それでは、議案書 1 ページ、「3 月・4 月教育委員会一般事務報告」についてお伺いいたします。

事務局から報告事項はございませんか。

はい、横田課長。

○横田教育政策総務課長

3月・4月の一般事務報告をいたします。

まず、3月25日にて令和8年3月市議会定例会が閉会いたしました。

次に、4月9日に教育委員会表彰審査会、本日4月22日に教育委員懇話会及び教育委員会定例会を開催いたしております。

また、4月1日付で、廃止及び制定を行った要綱は1ページ下段のとおりでございます。

続きまして、教育委員会後援の状況につきましては、3月11日から4月10日までに5件ございました。

そのうち、新規の後援が2件で、1件目は、追悼展の開催に伴い、優れた俳画作品を鑑賞する機会を設けることで、情操教育及び文化の発展に寄与することを目的とした、寝屋川市俳画協会による「大平柳月 追悼展」、2件目は、野球大会の開催を通じて、子どもたちがスポーツへの興味関心を持つ機会を提供することで、健全な育成と地域スポーツの振興に寄与することを目的とした、一般社団法人寝屋川青年会議所による「第20回ねや川JC杯ちびっこ野球大会」でございます。

その他継続の後援が3件で、1件目は、池の里クラブによる「池の里クラブまつり」、2件目は、私立中学・高等学校合同説明会実行委員会による「私立中学・高等学校合同説明会」、3件目は、大阪電気通信大学による「テクノフェア in ねやがわ」でございます。

以上でございます。

○荒木教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、事務局から報告事項はございませんか。

はい、坂本課長。

○坂本教育指導課長

4月の一般事務報告をいたします。

4月2日に、各校園長先生方が一堂に会し校園長会を開催いたしました。校園長の紹介や主要授業概要、学校園に関する指示事項の説明を行いました。

次に、4月6日に小学校、7日に中学校の入学式が実施されました。各校とも円滑な実施であったとの報告を受けております。

以上でございます。

○荒木教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、事務局から報告事項はございませんか。

はい、中野課長。

○中野学務課長

4月の一般事務報告をいたします。

4月8日に市立幼稚園におきまして、入園式が行われました。各園とも円滑に実施されたとの報告を受けております。

以上でございます。

○荒木教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、事務局から報告事項はございませんか。

はい、山本次長。

○山本教育委員会事務局次長兼中央図書館長兼分館長

3月の一般事務報告をいたします。

3月28日にこども図書館+plusのオープニングセレモニーを開催いたしました。当日は、第一部に式典、第二部にイベントを開催させていただきまして、第二部のイベントには2,400人の方々に御来場いただきました。

こども図書館+plusにつきましては、市長部局の施設とはなりますが、今後ともしっかりと連携を図りながら、子どもの読書活動の推進を図ってまいります。

以上でございます。

○荒木教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

事務局から、ほかに報告事項はございませんか。

では、ないようですので、次に2ページでございます。

「4月・5月教育委員会行事計画書」についてお伺いいたします。

事務局から報告事項はございませんか。

はい、横田課長。

○横田教育政策総務課長

4月・5月の行事計画を御説明いたします。

まず、5月13日と15日に、令和8年5月市議会臨時会が開催される予定でございます。

次に、5月20日に教育委員懇話会及び教育委員会定例会、5月30日に市政感謝会を開催する予定でございます。

以上でございます。

○荒木教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、事務局から報告事項はございませんか。

では、ないようですので、「4月・5月教育委員会行事計画書について」は、予定どおりよろしくお伺いいたします。

次に3ページでございます。

報告第9号「寝屋川市情報セキュリティ基本方針の策定について」を議題といたします。

はい、横田課長。

○横田教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました、報告第9号「寝屋川市情報セキュリティ基本方針の策定について」、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

策定理由といたしまして、令和8年4月1日施行の地方自治法の改正により、普通地方公共団体の議会及び長その他の執行機関は、サイバーセキュリティを確保するための方針を定め、公表しなければならないとされております。

本市におきましては、執行機関等の意向を踏まえ、全ての執行機関等での共同策定に位置付け、本方針を策定することとなりました。

4ページを御覧ください。

従来の方針から変更のあった主な内容について、御説明いたします。

「2 定義」につきましては、国のガイドラインポリシーに合わせ記載しております。

6ページ、「4 適用範囲」の「(1) 行政機関の範囲」につきましては、本方針が適用される行政機関の範囲は、寝屋川市事務分掌規則第2条に規定する部及び施設等、教育委員会の事務局及び所定の教育機関、その他の行政委員会又は委員の事務局、上下水道局並びに議会事務局と定めるものでございます。

7ページ、「5 職員等の遵守義務」につきましては、職員について、常勤職員、非常勤職員及び派遣職員と定めるものでございます。

9ページ、「9 情報セキュリティ対策基準の策定」につきましては、「公にすることにより本市の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから、4(1)に定める行政機関の範囲以外に対しては非公開とする。」旨を記載しております。

「10 情報セキュリティポリシー実施手順の策定」につきましては、「公にすることにより関連する業務の運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。」旨を記載しております。

なお、附則といたしまして、本方針は令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○荒木教育長

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第9号「寝屋川市情報セキュリティ基本方針の策定について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○荒木教育長

御異議なしと認めます。

よって、本案は報告どおり承認することに決します。

次に、11ページから18ページでございます。

報告第10号から報告第13号「職員の分限処分について」を議題といたします。

なお、説明については一括で行い、質疑についても一括でお受けしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○荒木教育長

各委員より御同意をいただきましたので、報告第10号から報告第13号までを一括して説明を行い、その後一括して質疑をお受けいたします。

はい、横田課長。

○横田教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました、報告第10号から報告第13号までの「職員の分限処分について」、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、一括して御説明いたします。

まず、報告第10号でございます。

12ページを御覧ください。

本職員は教育政策総務課の職員で、病気療養のため休業を要する旨の診断書が提出され、令和8年3月26日から令和8年5月25日までの休職発令を行ったものでございます。

続きまして、報告第11号でございます。

14ページを御覧ください。

本職員は施設給食課の職員で、病気療養のため休業を要する旨の診断書が提出され、令和8年4月9日から令和8年7月8日までの休職発令を行ったものでございます。

続きまして、報告第12号でございます。

16ページを御覧ください。

本職員は教育委員会事務局の職員で、病気療養のため休業を要する旨の診断書が提出され、令和8年4月13日から令和8年5月12日までの休職発令を行ったものでございます。

続きまして、報告第13号でございます。

18ページを御覧ください。

本職員は教育政策総務課の職員で、病気療養のため休業を要する旨の診断書が提出され、令和8年4月16日から令和8年7月15日までの休職発令を行ったものでござい

ます。

以上でございます。

○荒木教育長

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、順次確認をさせていただきます。

まず、報告第10号「職員の分限処分について」を報告どおり承認することに御異議
ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○荒木教育長

御異議なしと認めます。

よって、本案は報告どおり承認することに決します。

続きまして、報告第11号「職員の分限処分について」を報告どおり承認することに
御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○荒木教育長

御異議なしと認めます。

よって、本案は報告どおり承認することに決します。

続きまして、報告第12号「職員の分限処分について」を報告どおり承認することに
御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○荒木教育長

御異議なしと認めます。

よって、本案は報告どおり承認することに決します。

続きまして、報告第13号「職員の分限処分について」を報告どおり承認することに
御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○荒木教育長

御異議なしと認めます。

よって、本案は報告どおり承認することに決します。

次に、19ページでございます。

報告第14号「令和8年度寝屋川市教育委員会事務局人事について」を議題といたし
ます。

はい、横田課長。

○横田教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました、報告第14号「令和8年度寝屋川市教育委員会事務局
人事について」、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3

条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し承認を求めるものでございます。

20ページ、退職関係につきましては、早期勸奨退職等合わせて、9名の退職がございました。

続きまして、21ページから23ページ、異動関係につきましては、40名の異動がございました。

続きまして、24ページ、採用関係につきましては、新規採用職員3名、指導主事4名の計7名の採用がございました。

続きまして、25ページから30ページは、任期付職員の状況を記載しております。

以上でございます。

○荒木教育長

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第14号「令和8年度寝屋川市教育委員会事務局人事について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○荒木教育長

御異議なしと認めます。

よって、本案は報告どおり承認することに決めます。

次に、31ページでございます。

報告第15号「令和8年度寝屋川市立小・中学校教職員人事（管理職を除く）の内申について」を議題といたします。

はい、中野課長。

○中野学務課長

ただ今御上程いただきました、報告第15号「令和8年度寝屋川市立小・中学校教職員人事（管理職を除く）の内申について」、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し承認を求めるものでございます。

32ページを御覧ください。

こちらにつきましては、令和8年3月31日付退職発令でございます。

第五小学校、松浦真紀子教諭以下、総数19名でございます。

続きまして、33ページから36ページでございます。

こちらにつきましては、令和8年4月1日付人事異動発令でございます。

東小学校、南舞衣教諭以下、総数116名でございます。

続きまして、37ページから39ページでございます。

こちらにつきましては、令和8年4月1日付他市からの転任及び新規採用に伴う人事発令でございます。

東小学校、松田可奈絵教諭以下、総数74名でございます。

以上でございます。

○荒木教育長

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第15号「令和8年度寝屋川市立小・中学校教職員人事（管理職を除く）の内申について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○荒木教育長

御異議なしと認めます。

よって、本案は報告どおり承認することに決します。

次に、40ページでございます。

報告第16号「令和8年度生徒指導主事の任命について」を議題といたします。

はい、中野課長。

○中野学務課長

ただ今御上程いただきました、報告第16号「令和8年度生徒指導主事の任命について」、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し承認を求めるものでございます。

41ページを御覧ください。

こちらは、令和8年度生徒指導主事名簿でございます。

小学校につきましては、第五小学校、静本香織教諭以下2名でございまして、2名とも新規でございます。

中学校につきましては、第一中学校、中嶋謙太郎教諭以下12名でございまして、新規の者が6名、継続の者が6名でございます。

以上でございます。

○荒木教育長

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第16号「令和8年度生徒指導主事の任命について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○荒木教育長

御異議なしと認めます。

よって、本案は報告どおり承認することに決します。

次に、42ページでございます。

報告第17号「令和8年度進路指導主事の任命について」を議題といたします。

はい、中野課長。

○中野学務課長

ただ今御上程いただきました、報告第17号「令和8年度進路指導主事の任命について」、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し承認を求めるものでございます。

43ページを御覧ください。

こちらは、令和8年度進路指導主事名簿でございます。

第一中学校、西森大祐教諭以下12名でございまして、新規の者が1名、継続の者が11名でございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○荒木教育長

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第17号「令和8年度進路指導主事の任命について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○荒木教育長

御異議なしと認めます。

よって、本案は報告どおり承認することに決します。

次に、44ページでございます。

報告第18号「令和8年度保健主事の任命について」を議題といたします。

はい、中野課長。

○中野学務課長

ただ今御上程いただきました、報告第18号「令和8年度保健主事の任命について」、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し承認を求めるものでございます。

45ページを御覧ください。

こちらは、小学校の令和8年度保健主事名簿でございます。

東小学校、浜辺一慶教諭以下23名でございまして、新規の者が11名、継続の者が12名でございます。

次に、46ページを御覧ください。

こちらにつきましては、中学校の令和8年度保健主事名簿でございます。

第一中学校、山田英利奈教諭以下12名でございまして、新規の者が9名、継続の者が3名でございます。

以上でございます。

○荒木教育長

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第18号「令和8年度保健主事の任命について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○荒木教育長

御異議なしと認めます。

よって、本案は報告どおり承認することに決します。

次に、47ページでございます。

報告第19号「令和8年度寝屋川市立小・中学校結核対策委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

はい、中野課長。

○中野学務課長

ただ今御上程いただきました、報告第19号「令和8年度寝屋川市立小・中学校結核対策委員会委員の委嘱について」、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し承認を求めるものでございます。

48ページを御覧ください。

委員につきましては、表のとおりでございまして、寝屋川市立小・中学校結核対策委員会規則に基づき、委嘱するものでございます。

任期につきましては、令和8年4月1日から令和9年3月31日でございます。

以上でございます。

○荒木教育長

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第19号「令和8年度寝屋川市立小・中学校結核対策委員会委員の委嘱について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○荒木教育長

御異議なしと認めます。

よって、本案は報告どおり承認することに決します。

次に、49ページでございます。

報告第20号「令和8年度寝屋川市教育支援委員会委員の委嘱及び任命について」を議題といたします。

はい、坂本課長。

○坂本教育指導課長

ただ今御上程いただきました、報告第20号「令和8年度寝屋川市教育支援委員会委員の委嘱及び任命について」、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し承認を求めるものでございます。

50ページを御覧ください。

今回、教育支援委員会委員として委嘱及び任命を予定している方につきましては、表に記載のとおり計13名でございます。

任期は、令和8年4月1日から令和9年3月31日でございます。

以上でございます。

○荒木教育長

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第20号「令和8年度寝屋川市教育支援委員会委員の委嘱及び任命について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○荒木教育長

御異議なしと認めます。

よって、本案は報告どおり承認することに決めます。

次に、51ページでございます。

報告第21号「令和8年度寝屋川市学校運営協議会委員の委嘱について」を議題といたします。

はい、坂本課長。

○坂本教育指導課長

ただ今御上程いただきました、報告第21号「令和8年度寝屋川市学校運営協議会委員の委嘱について」、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し承認を求めるものでございます。

52ページから57ページを御覧ください。

今回、学校運営協議会委員として委嘱を予定している方につきましては表に記載のとおり、計143名でございます。

任期は、令和8年4月1日から令和9年3月31日でございます。

以上でございます。

○荒木教育長

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第21号「令和8年度寝屋川市学校運営協議会委員の

委嘱について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○荒木教育長

御異議なしと認めます。

よって、本案は報告どおり承認することに決します。

次に、議決事項に移ります。

58ページでございます。

議案第13号「職員の分限処分について」を議題といたします。

はい、横田課長。

○横田教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました、議案第13号「職員の分限処分について」、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第6号の規定により、別紙のとおり分限処分を行うことについて、教育委員会の議決を求めるものでございます。

59ページを御覧ください。

本職員は学務課の職員で、病気療養のため休業を要する旨の診断書が提出され、令和8年4月22日から令和8年7月21日までの休職発令を行うものでございます。

以上でございます。

○荒木教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見・御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第13号「職員の分限処分について」を、原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○荒木教育長

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり議決いたします。

次に、60ページでございます。

議案第14号「寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会委員の委嘱及び任命について」を議題といたします。

はい、山本次長。

○山本教育委員会事務局次長兼中央図書館長兼分館長

ただ今御上程いただきました、議案第14号「寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会委員の委嘱及び任命について」、寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会規則第3条第1項の規定に基づき、別紙の者を寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会委員に委嘱及び任命するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

61ページを御覧ください。

- 1、委嘱及び任命委員数は15名でございます。
 - 2、委嘱及び任命する委員名は一覧表のとおりでございます。
 - 3、任期は令和8年5月1日から令和9年3月31日でございます。
- 以上でございます。

○荒木教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見・御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第14号「寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会委員の委嘱及び任命について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○荒木教育長

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり議決いたします。

次に、62ページでございます。

議案第15号「令和8年度寝屋川市教育委員会表彰に伴う被表彰者及び感謝状贈呈者の決定について」を議題といたします。

なお、本案につきましては、個人情報の取扱いや議案の性格上、非公開にいたしたいと存じます。非公開とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○荒木教育長

各委員より御同意をいただきましたので、本案は寝屋川市教育委員会会議規則第6条の規定に基づき、非公開とさせていただきます。

それでは、関係者以外の方及び傍聴の方におかれましては、一旦御退席をいただきますようお願いいたします。

（関係者以外退出）

（入室）

○荒木教育長

それでは、議案第15号「令和8年度寝屋川市教育委員会表彰に伴う被表彰者及び感謝状贈呈者の決定について」は、原案どおり議決いたします。

以上で、予定の案件は全て終了いたしました。

このほかに、事務局から報告事項があればお願いいたします。

では、ないようですので、これをもちまして教育委員会4月定例会を終了させていただきます。